

学 則

第1章 総 則

目 的

第1条 本学は、教育基本法並びに学校教育法に基づき、建学の精神に則り、深く専門の学芸を教授研究し、徳性の涵養に努め、教養豊かにして、社会の発展に貢献する健全有為な女性を育成することを目的とする。

自己評価等

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。  
2 前項の点検及び評価に関する事項は別に定める。

第2章 学科、学生定員及び修業年限

学科及び学生定員

第3条 本学において設置する学科及びその学生定員は次のとおりとする。

学 科 名	入学定員	収容定員	
生活科学学科	生活環境専攻	40名	80名
	生活情報専攻	90名	180名
	食物栄養専攻	40名	80名
幼 児 教 育 学 科	120名	240名	

2 各学科及び専攻課程の目的は、次のとおりとする。

学 科 名	目 的
生活科学学科	生活に関する科学的理解を基礎とし、各専攻課程分野における専門的知識と技術の教授研究を通して、心豊かで有能な人材を育成する。
生活環境専攻	豊かな生活環境を創造する能力を有する人材を養成するための教育研究を行う。
生活情報専攻	現代社会における実践的な情報管理能力を身につけた人材を養成するための教育研究を行う。
食物栄養専攻	人々のよりよい食生活を的確に支援できる実践的な栄養士を養成するための教育研究を行う。
幼児教育学科	幼児の理解及びその指導に関する専門的知識と技能の教授研究を通して、心豊かで有能な人材を育成する。

修業年限及び在学年限

第4条 本学の修業年限は2年とする。

2 学生は、4年を超えて在学することはできない。

## 第3章 学年、学期及び休業日

## 学 年

第5条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 学 期

第6条 1年間の授業を行う期間は、試験日等を含め35週を下らないものとし、学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めたときは、前期の終了日及び後期の開始日を変更することができる。

## 休 業 日

第7条 休業日は、次のとおりとする。

日曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

春期休業 3月10日から3月31日まで

夏期休業 8月1日から9月20日まで

冬期休業 12月24日から1月10日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めたときは、前項の休業日を変更し、又は休業日に授業を行い、若しくは臨時に休業日を定めることができる。

## 第4章 入学、退学及び休学

## 入学の時期

第8条 入学の時期は学年の始めとする。

## 入学資格

第9条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する女子とする。

- 一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- 三 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- 四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 五 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 六 文部科学大臣の指定した者
- 七 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）

による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

八 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

#### 入学の出願

第10条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて、提出しなければならない。

2 前項の提出すべき書類及び提出の時期・方法等については、別に定める。

#### 入学者の選考

第11条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行い、学長は合格者を決定する。

#### 入学手続き及び入学許可

第12条 合格者は所定の期日までに、誓約書及び身元保証書を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

2 所定の期日までに、前項の入学手続きを完了しない者は合格を取消すことがある。

3 学長は、第1項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

#### 再入学・転入学

第13条 本学に再入学または転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

#### 退 学

第14条 やむを得ない事情により退学しようとする者は、その理由を具し、保証人と連署で願い出て、学長の許可を受けなければならない。

#### 転 学

第15条 他の学校に転学しようとする者は、保証人と連署で願い出て、本学学長の許可を受けなければならない。

#### 休 学

第16条 疾病その他やむを得ない事情により3ヶ月以上修学することのできない者は、学長の許可を得て休学することができる。但し、疾病の場合は医師の診断書を添付しなければならない。

2 疾病のため修学することが適当でない認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

3 休学の期間は、継続1年以内とし、通算して2年を超えることができない。

4 休学の期間は、第4条第2項の在学年限に算入しない。

**復 学**

第17条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。但し、疾病の場合は健康診断書を添付しなければならない。

**除 籍**

第18条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

- 一 第4条第2項に定める在学年限を超えた者
- 二 第16条第3項に定める休学期間を超えてなお復学できない者
- 三 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- 四 長期間にわたり行方不明の者

**第5章 教育課程及び履修方法等****授業科目**

第19条 本学において開設する授業科目は、教養科目及び専門科目とする。

- 2 授業科目の種類、単位数等は別表第1のとおりとする。

第20条 前条に定めるもののほか教職に関する専門科目、その他免許・資格に関する科目を置く。

- 2 授業科目の種類、単位数等は別表第2のとおりとする。

**単位の計算方法**

第21条 各授業科目の単位数は、1単位の履修時間を教室内及び教室外を合わせて45時間とし、次の基準により計算するものとする。

- 一 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- 二 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。
- 三 実験・実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。
- 四 専攻科音楽専攻における個人指導による科目については、別に定める。

**履修する授業科目の届け出**

第22条 学生は、その年度に履修する授業科目を所定の期限までに、学長に届け出なければならない。

**単位の授与**

第23条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

- 2 試験に関する事項は、別に定める。

**学習の評価**

第24条 成績の評価は、A、B、C、D、Eをもって表わし、C以上を合格とする。

**第6章 卒 業 等****卒業の要件**

第25条 本学を卒業するためには、学生は2年以上在学し、別表第1に定めるところにより、教養科目から10単位以上、専門科目から54単位以上、

合計64単位以上を修得しなければならない。

- 2 前項の専門科目54単位のうち10単位を限度に、自由選択科目として以下の各号に規定する履修による単位で置き換えることができる。
  - (1) 教養科目の履修による単位で、10単位を超える単位
  - (2) 在籍する学科・専攻以外の学科・専攻の専門科目の履修により取得した単位
  - (3) 別に定める特別派遣学生として他大学等における履修により取得した単位

#### 他の短期大学または大学における授業科目の履修等

第25条の2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学または大学において履修した授業科目について修得した単位を30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の短期大学または大学に留学する場合に準用する。
- 3 認定手続等については、別に定める。

#### 短期大学または大学以外の教育施設等における学修

第25条の3 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学または高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により修得したものとみなした単位数と合わせて30単位を超えないものとする。
- 3 認定手続等については、別に定める。

#### 入学前の既修得単位の認定

第25条の4 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に短期大学または大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 学生が入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、また与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて30単位を超えないものとする。但し、第25条2の2項と合わせる場合は45単位を超えないものとする。
- 4 認定手続等については、別に定める。

#### 卒 業

第26条 本学に2年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

- 2 卒業の時期は、学年または学期の終わりとする。

- 3 学長は、卒業を認定した者に対して、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

**資格の取得**

第27条 本学において取得することができる資格及び免許状の種類は、次のとおりとする。

学 科	専 攻	資格及び免許状の種類
生活科学学科	食物栄養専攻	栄養士免許
幼児教育学科		幼稚園教諭二種免許、保育士資格

- 2 幼稚園教諭二種免許状を取得しようとする者は、第25条に定める卒業要件を満たすとともに、教育職員免許法及び同法施行規則に定める専門科目及び単位を修得しなければならない。
- 3 保育士資格を取得しようとする者は、第25条に定める卒業要件を満たすとともに、児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号により、厚生労働大臣の定める修業教科目及び単位を修得しなければならない。
- 4 栄養士免許証を取得しようとする者は、第25条に定める卒業要件を満たすとともに、栄養士法（第2条第1項）及び同法施行規則に定める科目及び単位を修得しなければならない。

**第7章 検定料、入学料、授業料その他の費用**

**検定料等の金額**

第28条 本学の検定料、入学料、授業料等の金額は別表第4のとおりとする。

**授業料等の納入期**

第29条 授業料等は、前期・後期の2期に分けて、4月及び10月に納入しなければならない。但し、特別の事情があると認められる者は、延納を認めることがある。

**退学及び停学の場合の授業料等**

- 第30条 学期の途中で退学し、または除籍された者の当該期分の授業料等は徴収する。
- 2 停学期間中の授業料等は徴収する。

**休学及び復学の場合の授業料等**

- 第31条 学期の全期間にわたり、休学を許可されたまたは命ぜられた者については、その学期の授業料等を免除する。
- 2 学期の中途において、休学または復学した者は、その学期の授業料等を全額納付しなければならない。

**校費、学生諸費及び実験・実習費**

第32条 校費、その他の学生諸費及び実験・実習に必要な費用は、別にこれを徴収する。

- 2 学期の全期間にわたり、休学を許可されまたは命ぜられた者については、その学期の前項の諸経費を免除する。
- 3 学期の中途において、退学または除籍された者及び休学または復学した者は、その学期の第1項の諸経費を全額納付しなければならない。

#### 授業料等の督促

第33条 納付期限に至っても、授業料等を納付しない者には督促する。督促を受けてから10日以上経過して、なお納付しない場合には、学長はその登学を停止し、または学籍を除くことがある。

#### 納付した授業料等

第34条 納付した検定料、入学料、授業料等は、原則として返付しない。

## 第8章 教職員組織

### 職員組織

第35条 本学に置かれる職員は次のとおりとする。  
学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、その他。

## 第9章 教授会

### 教授会

第36条 本学に教授会を置く。

### 教授会の構成

第37条 教授会は、学長及び専任教授をもって組織する。  
2 前項の規定にかかわらず、教授会が必要と認めたときは、准教授その他の職員を加えることができる。

### 教授会での協議事項

第38条 教授会は、学長が招集し、次の事項について学長の諮問に応じ協議する。

- 一 教育及び学術研究に関する事項
- 二 教職員の人事の規準に関する事項
- 三 学生の入学、退学及び休学に関する事項
- 四 卒業及び修了に関する事項
- 五 学生の厚生、補導に関する事項
- 六 学生の賞罰に関する事項
- 七 学生の除籍に関する事項
- 八 学則、その他の重要な規則の制定、改廃に関する事項
- 九 重要な機構及び施設の設置、廃止に関する事項
- 十 その他教育上必要と認めた事項

### 教授会の成立と議長

第39条 教授会は、構成員の過半数の出席をもって成立し、議長は学長とする。

**その他**

第40条 教授会に関するその他の必要な事項は別に定める。

**第10章 図 書 館**

**図 書 館**

第41条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関する規則は別に定める。

**第11章 専 攻 科**

**専攻科の目的**

第42条 専攻科は、短期大学を卒業して者、または監督庁の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者に対し、精深な程度において特別な事項を教授し、その研究を指導することを目的とする。

**専攻科及び学生定員**

第43条 本学に設置する専攻科及びその学生定員は、次のとおりとする。

専 攻 科	入学定員	収容定員
音 楽 専 攻	10名	20名

**修業年限**

第44条 専攻科の修業年限は、次のとおりとする。

音楽専攻 2年

2 専攻科の学生の在学できる年限は、次に示す年限を超えることができない。

音楽専攻 4年

**授業科目**

第45条 専攻科において開設する授業科目の種類及び単位数等は、別表第3のとおりとする。

**単位の授与**

第46条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

**修了の要件**

第47条 音楽専攻を修了するためには、学生は2年以上在学し、別表第3に定める専門教育科目及び単位数を46単位以上修得しなければならない。

**修 了**

第48条 前条に規定される修了要件をみたした者については、教授会の議を経て、学長が修了を認定する。

2 学長は、修了を認定した者に対して、修了証書を授与する。

**検定料等の金額**

第49条 専攻科の検定料、入学料、授業料等の金額は、別表第4のとおりとする。

**授業料等の納入期**

第50条 授業料等は、前期・後期の2期に分けて、4月及び10月に納入しなければならない。

但し、特別の事情があると認められる者は、延納を認めることがある。

**その他**

第51条 本章に定めるもののほか、専攻科に関し、必要な事項は別に定める。

**第12章 科目等履修生、特別聴講学生、研究生、外国人留学生及び公開講座****科目等履修生**

第52条 本学において授業科目の履修を希望する者があるときは、本学の教育に支障のない限りにおいて選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

- 2 科目等履修生には単位を与えることができる。
- 3 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

**特別聴講学生**

第52条の2 他の大学または短期大学の学生で本学において授業科目の履修を希望する者があるときは、当該他大学等との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

- 2 特別聴講学生には単位を与えることができる。
- 3 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

**研究生**

第53条 本学において、特別の事項について研究しようとする者があるときは、本学の教育に支障のない限りにおいて選考の上、研究生として入学を許可することがある。

- 2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

**外国人留学生**

第54条 外国人で、短期大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上外国人留学生として入学を許可することがある。

- 2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

**公開講座**

第55条 本学は学生の修学を妨げない場合に限り、適当な時期に公開講座を設け、地方文化の向上に資することがある。

**第13章 賞 罰****表彰**

第56条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の議を経て学長が表彰する。

**罰 則**

- 第57条 本学の規則に違反し、または学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。
- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
  - 3 前項に定める退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。
    - 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
    - 二 正当な理由がなく、出席常でない者
    - 三 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
    - 四 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

**第14章 厚生保健**

**健康管理**

- 第58条 学生は、定期に行う健康診断を受けるほか、随時健康診断を受けて、疾病の予防と健康の増進につとめなければならない。
- 2 厚生並びに保健に関する施設及びその利用方法については、別に定める。

**学 生 寮**

- 第59条 本学の教育目標を達成するため学寮を置く。
- 2 学寮の運営に関する規則は、別に定める。

**附 則**

本学則は昭和40年4月1日制定・施行  
平成23年4月1日 改正

- 一、この学則は、平成23年4月1日から施行する。  
但し、平成22年度以前の入学者については、従前のおりとする。
- 二、改正後の第3条の規定にかかわらず、平成23年度の幼児教育学科および音楽学科の収容定員は、次のとおりとする。

学科・専攻 年度	幼児教育学科	音楽学科
平成23年度	220名	30名

- 三、改正後の第3条の規定にかかわらず、音楽学科は、平成26年3月31日に専攻科音楽専攻に在籍する学生がいなくなるまでの間、存続するものとする。

[別表第1] 生活科学科・幼児教育学科・教育課程表（授業科目開講表参照）

[別表第2] 教職科目、その他資格・免許に関する特設科目（授業科目開講表参照）

[別表第3] 専攻科教育課程表（授業科目開講表参照）

[別表第4]

検定料・入学料・授業料等の金額（平成23年度入学生に適用分）

（単位：円）

種別	学科	生活科学		
		生活科学	幼児教育	専攻科 音 楽
検 定 料		30,000 (10,000)	30,000 (10,000)	30,000
入 学 料		250,000	250,000	160,000
授業料（年間）	1年次	640,000	620,000	616,000
	2年次	650,000	630,000	623,000
教育充実費（年間）	1年次	290,000	270,000	238,000
	2年次	290,000	270,000	238,000

（備考）

1. 検定料の項中（ ）内の金額は、大学入試センター試験利用の入学試験における検定料の額を示す。
2. 学長は、別に定めるところにより、この表に掲げる検定料等を減免することができる。